

予算・決算特別委員会

令和6年10月1日

1 議案審査

(1) 議案第38号 令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号

(2) 議案第39号 令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

2 分科会の設置について

令和6年度一般会計補正予算案 第2号の概要

政策経営部 財政課

I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額	162,745 千円
一般会計補正後予算額	70,079,379 千円

【歳出】

1 管理運営	<u>20,900 千円</u>
(1) 幼稚園給食	20,900 千円

食育の推進と栄養面に配慮された食事の提供のため、お茶の水幼稚園における給食の開始に向けた準備経費について、追加の予算計上を行う。

2 新型コロナウイルス対策	<u>141,845 千円</u>
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種対策	141,845 千円

新型コロナウイルスワクチンが予防接種法に基づく定期接種となったことに伴い、対象となる高齢者等の接種に要する経費について、追加の予算計上を行う。

【歳入】

1 繰越金	<u>28,014 千円</u>
2 諸収入	<u>134,731 千円</u>
(1) 予防接種受託収入	65,011 千円
(2) 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	69,720 千円

II 債務負担行為の補正

1 債務負担行為の追加

事項	債務負担限度額	債務負担期間
(仮称) 四番町公共施設整備	7,570,663 千円	令和7年度～ 令和8年度

(仮称) 四番町公共施設整備について、資材及び労務単価高騰の影響等に伴い、債務負担行為を新たに追加する。

新型コロナワクチン定期接種について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の『特例臨時接種』は令和5年度末で終了し、令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種は、個人の重症化予防を目的とし、高齢者等に対する定期接種として実施する。

接種の分類 (目的)	B類疾病の定期接種 (個人の重症化予防)
対象者	①65歳以上 ②一定の基礎疾患を有する60～64歳までの者 ※高齢者インフルエンザと同様
接種期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日
回数	1回
接種場所	区内協力医療機関 96箇所 23区内は相互乗り入れ可能
接種単価	15,391円
法令上の根拠	予防接種法第5条第1項

2 被接種者の自己負担額 無料

3 接種状況

(1) 令和5年春開始接種（令和5年5月8日から令和5年9月19日）

対象人員	接種者数	接種率
13,377人	6,843人	51.2%

対象人員は令和5年9月19日時点の65歳以上、基礎疾患あり、医療従事者等

(2) 令和5年秋開始接種（令和5年9月20日から令和6年3月31日）

年代	対象人員	接種者数	接種率
12歳以上	61,300人	11,851人	19.3%
(再掲) 65歳以上	11,492人	5,427人	47.2%
5歳～11歳	4,638人	264人	5.7%
6か月～4歳	2,464人	124人	5.0%

対象人員は令和6年4月1日時点の区民

4 事業予定経費 230,703千円（当初予算額 88,858千円）

予算・決算審査について（案）

1 審査日程

- (1) 審査は下記の日程案を目安として行う。
- (2) 審査時間はおおむね午前10時30分から午後5時までを目途とする。

[予算・決算特別委員会審査等日程]

月 日	午 前	午 後
10月 1日(火)	予算・決算特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・審査日程、順序、方法及び出席理事者等の確認 ・分科会の設置 ・令和6年度一般会計補正予算第2号の審査、採決 ・決算及び決算審査意見書の概要説明 	
10月 2日(水)	分科会（企画・文教・環まち） <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算調査 	
10月 3日(木)	分科会（企画・文教・環まち） <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算調査 	
10月 8日(火)	午前「分科会報告書」「会議録」の委員長あて提出期限 「分科会報告書(写)」「会議録」の委員へのデータ配付 午後4時 総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限	
10月10日(木)	予算・決算特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算審査 総括質疑 	
10月11日(金)	予算・決算特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度決算審査 総括質疑 （総括質疑終了後）意見表明、採決 	

2 審査方法

決算の詳細な調査は分科会を設置して行い、決算参考書の項又は目ごとに区切り質疑を行う。

3 出席理事者及び傍聴について

- (1) 補正予算審査及び決算の概要説明の際は、区長、副区長、教育長、部長、部庶務担当課長及び担当課長が出席するものとし、その他の理事者は自席待機とする。総括質疑時は区長、副区長、教育長、条例部長、担当部長及び担当課長が出席するものとし、他の理事者は必要に応じて第4委員会室で待機とする。なお、傍聴者が第1・第2委員会室に入りきらない場合は、第3委員会室で傍聴するものとする。
- (2) 分科会の決算調査の際の出席理事者は、各分科会で決定する。

分科会の設置について（案）

（目的）

- 1 令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、多岐にわたる分野の調査をする必要があることから、効率的な決算調査を行うため分科会を設置する。

（設置数及び設置期間）

- 2 予算・決算特別委員会に3つの分科会をおく。
分科会の設置期間は、調査の終了する日までとする。

（名称及び調査事項）

- 3 分科会の名称及び調査事項は次のとおりとする。

（1）企画総務分科会

「議案第39号 令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の企画総務委員会所管分

（2）文教福祉分科会

「議案第39号 令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の文教福祉委員会所管分（国民健康保険事業会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む）

（3）環境まちづくり分科会

「議案第39号 令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の環境まちづくり委員会所管分

（出席理事者）

- 4 各分科会で決定した理事者とする。

（分科会の定数及び組織並びに分科会会長）

- 5 分科会の構成は次のとおりとし、分科会長は予算・決算特別委員会副委員長とする。なお、予算・決算特別委員長は分科会に所属しないものとする。

（1）企画総務分科会（9名）

分科会長 小林たかや

分科員 田中えりか、大坂隆洋、のざわ哲夫、米田かずや、小野なりこ、永田壮一、入山たけひこ、秋谷こうき

（2）文教福祉分科会（8名）

分科会長 西岡めぐみ

分科員 おのでら亮、えごし雄一、牛尾こうじろう、池田とものり、はまもりかおり、白川司、富山あゆみ

（3）環境まちづくり分科会（6名）

分科会長 林則行

分科員 春山あすか、小枝すみ子、はやお恭一、岩田かずひと、桜井ただし

（報告）

- 6 分科会からの報告は、別紙報告書様式により令和6年10月8日（火）午前中までに予算・決算特別委員長に対して行う。

（報告書及び会議録の配付）

- 7 分科会からの報告書の写し及び分科会の会議録は、令和6年10月8日（火）に、予算・決算特別委員長から各委員に対し配付（サイドブックスに掲載）する。

令和 年 月 日

予算・決算特別委員長あて

予算・決算特別委員会
〇〇〇〇分科会長名

〇〇〇〇分科会決算調査報告書

〇〇〇〇分科会の調査事項について、下記のとおり報告します。
なお、参考として分科会の記録及び分科会に提出された資料を添付します。

記

- 1 分科会で論議された項目

- 2 総括質疑において論議することとした項目

※ 分科会に提出された資料は全て添付すること。